

新 城 市 議 会

総 務 消 防 委 員 会

平成27年9月10日（木曜日）

総務消防委員会

日時 平成27年9月10日（木曜日） 午前9時00分開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 総務部、企画部

第126号議案	「質疑・討論・採決」
第127号議案	「質疑・討論・採決」
第169号議案	「質疑・討論・採決」
第173号議案	「質疑・討論・採決」
第179号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（6名）

委員長 下江洋行 副委員長 村田康助
委員 柴田賢治郎 長田共永 丸山隆弘 加藤芳夫
議長 夏目勝吾

欠席委員 なし

説明のために出席した者

総務部、企画部の係長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 中島 勝 議事調査課長 伊田成行 書記 今野千加

開 会 午前9時00分

○下江洋行委員長 ただいまから、総務消防委員会を開会します。

本日は、9日の本会議において、本委員会に付託されました第126号議案、第127号議案、第169号議案、第173号議案及び第179号議案の5議案について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第126号議案 新城市職員の再任用に関する条例及び新城市職員の退職手当に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

加藤委員。

○加藤芳夫委員 済みません、ちょっと参考にして言うか、教えていただきたいんですけども、この法の整備、それによって条例の規定の整備をするっていう形なんですけども、このちょっと詳しく教えてもらいたいのは、この再任用と退職者、それぞれこれ法の改正によって規定を整理する、これどういう意味って言うか、中身って言うか、なぜこういうことによって何が変わるかって言うか、どういうふうに変わっていくのか。再任用の扱いと退職手当の中身が、ちょっと教えていただきたい。

○下江洋行委員長 鈴木人事課長。

○鈴木隆司人事課長 今回の御質疑でございしますが、今、再任用に係る条例あるいは退職手当に関する条例につきましては、地方公務員の共済組合法で規定がされている部分がございます。それが被用者年金制度の一元化ですべて厚生年金に一体化されるということですので、根拠の、法令を厚生年金に名称を変えるということでありまして、規定されておる、条例上規定されておるものは全く何ら変化がないということでございます。

○下江洋行委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 そしたら再任用って、今現

状、再任用制度を設けて、この再任用っていう方々の今の取り扱いっていうのは、この地方公務員法の共済にまだ加入してるっていう状況なんですか。

○下江洋行委員長 鈴木人事課長。

○鈴木隆司人事課長 共済組合に加入しております。

○下江洋行委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 退職して、今3年なら3年っていう形なんですけども、3年間はまたそのままじゃあかけるほうもかけながらっていうことで、共済に加入して、そのかわり年金は3年以降っていう形になろうかと思うんです。その辺のこの再任用の職員っていう方はそういう制度に乗っかかってるっていうことで、あくまでも退職した、再任用後になくなる。

○下江洋行委員長 鈴木人事課長。

○鈴木隆司人事課長 失礼しました。再任用職員のフルタイムで働いている職員については共済組合ということで、それ以外の時間の短い勤務の者については協会けんぽのほうに入っているという形で、今それぞれの保険に加入しております。

以上です。

○下江洋行委員長 ほかに質疑はありませんか。

丸山委員。

○丸山隆弘委員 今回の条例で統一するっていうことで、法律のほうで動いておるわけですけれども、結局、最終的に年金を支給する段階っていうのは、共済組合がまだ当然、組織としては存続していくので、出どころのところと一緒にするのではなくて、その辺のところ少し教えてほしいんですけど、法律では1つになるっていうことなんですけれども、年金を支給する母体そのものがどうなるのかっていうところなんですけど、それだけです。教えてください。

○下江洋行委員長 鈴木人事課長。

○鈴木隆司人事課長 年金の支給につきましては、厚生年金の制度に含まれる、共済組合員も厚生年金の制度に含まれるっていうことがあります。実質の年金の支給については、共済組合が代行するって言うような形で、共済組合のほうから年金が支給されるということを知っています。

○下江洋行委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第126号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第127号議案 新城市つげの活性化ヴィレッジの設置及び管理に関する条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柴田委員。

○柴田賢治郎委員 この、つげのヴィレッジの項ですけど、地元要望、地元の方がどう使いたいとかという、そういうような御意見というのはなかったのでしょうか。

○下江洋行委員長 加藤地域創生室長。

○加藤千明地域創生室長 旧黄柳野小学校の跡地利用ということで、最初は、教育委員会のほうから地元のほうに有効活用っていう話が行ってありました。

平成25年度に黄柳野高校の子たち、寮が火

事になって一時そこで住んだことがあったんですけども、地域としてはですね、特にこういう使い方したいというような話はありませんでした。

こちらのほうから地域のほうに、つげの活性化ヴィレッジという形で使わせてくださいという話をさせていただきました。

○下江洋行委員長 柴田委員。

○柴田賢治郎委員 そういう意味では、定住化、人が尋ねてくれてそこに住んでもらうことを目指してということで、市外の人を呼び込むことのほうに重点を置かれてるのかなと思いますけど、地元の方との交流という点ではどのようにお考えでしょうか。何か強制的に行事に参加してもらおうとか、そういうような条件はつける、つけないって、伺いたいと思います。

○下江洋行委員長 加藤地域創生室長。

○加藤千明地域創生室長 利用条件の中にその辺を入れまして、地域の活動だとか、そういう地域が活性化するようなことを行うということを条件にいたします。

○下江洋行委員長 柴田委員。

○柴田賢治郎委員 それと、一度は、地元の方に聞いていただいたっていうことでは、この後また他地域でも、学校の利用っていうのがあると思うんですけど、まずは地元要望のほうを確認してからということ動いていくということでもいいですかね。例えば鳳来のほうの。

○下江洋行委員長 竹下総務部長。

○竹下喜英総務部長 その件につきましては、本議案とは直接関係ございませんので、お答えしにくいと思いますので、お願いします。

○下江洋行委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

加藤委員。

○加藤芳夫委員 済みません、ちょっとまず1点目は、第4条のところなんですけども、事務室等の使用者の要件等の中の第4条の

(1) の、個人もしくは団体っていうのはわかるんですけども、この中小企業者、要するに中小企業基本法に基づいていうことで、第2条第1項に規定する中小企業者をいうっていうことで、これちょっと朝ぱつとパソコンでこちらのネットで調べて、なかなかこの中小企業者で、このサービス業で第1項だけです。2項、3項、4項はだめだっという形になると、すごく限られた企業者、中小事業者になってしまうような気がするんですね。

俗に言うと、事務室等の貸与ってなると、IT産業とかIT企業って言うか、個人で企業でこう小人数でやろうとしても借りられないような職種になってくるんですが、この中小企業者のこの範囲って言うか、第2条第1項に規定する中小企業者っていう、どの範囲、どの程度の範囲を貸し出すって言うか、許可要件の中に入れてあるか、ちょっと教えていただきたい。

○下江洋行委員長 加藤地域創生室長。

○加藤千明地域創生室長 済みません、ここで言っている中小企業者なんですけども、中小企業法の第154号っていうのは、第2条第1項っていうのは一般的に中小企業者ということであります。

今、加藤委員が言われましたITとかの関係も入ってくると思います。

基本的には、出していただくときに、使用申込書だとか許可書だとか、今、言われたのがもう既に操業して5年以内の会社になるんですけども、そうではなくて、新たに会社を始めようとする方が一番最初の、ここに書いてあるのが一番最初、個人で新たに仕事をしようという人が1番目に来まして、それでもしくは団体であって中小企業者っていうことで5年以内。

済みません、中小企業者多いんですけども、当該事業が、(3)番を見ていただきたいんですけども、(3)番のところ当該事業者が開始した、5年を経過したものでないこと

ということで区切らせていただいております。

○下江洋行委員長 ほかに。

加藤委員。

○加藤芳夫委員 もう1点ですね、その事務室や体育館とか、そういう貸し出す場合、食堂ですね、これ一応この中には賃貸と言う、そういうのは書いてないということは無料なんですけども、この共益費だけは負担していただきますよっていう、徴収しますよっていうこと、市長が別に定める額という形になっているんですけども、現実には事務室や食堂っていうのは無償対応っていう形で、使用料、10条で書いて無料とするんですけども、光熱費等の負担っていうのはどうなるんですか。

○下江洋行委員長 加藤地域創生室長。

○加藤千明地域創生室長 光熱費を共益費としていただくことを考えております。

○下江洋行委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 光熱費は共益費に入る。

○下江洋行委員長 加藤地域創生室長。

○加藤千明地域創生室長 はい。

○下江洋行委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 普通は入らないと思うんだけど。光熱費と共益費は科目が全然違うと思うんですけども、どうですか。

一般的に言うと、共益費と光熱費っていうのは、もう全然意味が違うと思うんですけど、その辺どう捉えてみえますか。

○下江洋行委員長 加藤地域創生室長。

○加藤千明地域創生室長 この施設がですね、まず一体の物であるということと、ここに入ってきた方がですね、それぞれの部屋にトイレがあるとかではなくて、共同でトイレを使うということで、共同でトイレを使うと、そこには当然水も流れます。トイレトーパーも買わなければいけません。あと電気も使います。

そうしたことで、みんなで使う物ということで共益費という、そういう考え方です。

○下江洋行委員長 ほかに質疑はありません

か。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第127号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第169号議案、市有財産の無償譲渡を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第169号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第173号議案 新城市と豊川市との間の「緑の分権改革」推進事業及びICTふるさと元気事業に係る事務の委託を廃止する協議を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第173号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第179号議案 新城市平和都市宣言の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

村田副委員長。

○村田康助副委員長 平和都市宣言の中に、文面の中でですね、その使命を果たすために市制10周年、戦後70年の節目に当たりとありますが、私は個人的にはですね、これ外してもいいじゃないかという思いもあります。

また、一部の委員からは、ちょっと文書的に位置をですね、最後の2列の、に向けて努力していくことを決意し、そこに市制10周年、戦後70周年の節目に当たりという文面のほうが正しいではないかというような意見もありましたものですから、どうでしょうか、その辺は。

○下江洋行委員長 熊谷防災安全課長。

○熊谷和志防災安全課長 今、質問のありました使命を果たすためについていうことでありますけど、位置の関係も含めてですね、今まで合併後10年かけて来た経過ということで、先にですね、この使命ということは、前文の新城市のということで引き継がなければいけ

ない。その後には、この時期、市制10周年、戦後70年という節目ということで、先にこの決意を述べさせていただいて、最後に努力し、宣言しますというふうに、文面に締めるという形で素案として考えていきました。

○下江洋行委員長 村田副委員長。

○村田康助副委員長 私は別に市制10周年だとか戦後70年の節目っていうのは、趣旨の中でうたってあるから別にそれは必要ではないんじゃないかというふうに思っておったんですが、その辺の思いがあるわけですか。

○下江洋行委員長 熊谷防災安全課長。

○熊谷和志防災安全課長 確かに、この宣言の文を考えるに当たって、やっぱり趣旨というのは、これから宣言した後にはですね、この趣旨文については皆さんのところに届かないかなということもありまして、この市制10周年、戦後70年のこの節目に決意をしたということが、やはり一番これから10年、20年先に引き継いでいくためにはどの時点であったかということ、やっぱり決意していく宣言だと思いますので、こういった形で、この10周年については本会議でも説明してきたとおりですね、この節目ということは削らずに、この時期に宣言をしたんだという決意を皆さんに知っていただいて、それが先に引き継いでいくものだというので、最後に努力するというので平和都市宣言を宣言するというのでまとめさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○下江洋行委員長 ほかに質疑はありませんか。

長田委員。

○長田共永委員 昨日、この平和都市宣言出たんですが、主語が私たちっていうのが市なのか市民なのか。この宣言はだれがして、だれが例えば私たちはこれを次の責任を持って引き継がなければなりませんというのは、新都市の宣言で、市なのか市民なのか。2の文章と3の文章で新都市はっていうことで、新

都市の宣言なのか。ここら辺の主語というのは。いいんですけど、細かいことは。多分、全体で、新都市民全体でっていうお答えになるのかと思うんですが、そこら辺はちょっとあいまいなもので、その点の見解だけ教えていただきたい。

○下江洋行委員長 熊谷防災安全課長。

○熊谷和志防災安全課長 確かに、新都市というのは新都市、自治体であります。これは今回の市民憲章、教育憲章ともどもですね、新都市の憲章の思いも含めた中で、新都市としての宣言ということで決意であります。私たちというのはやっぱり個人みんなが思う、市民であるということで、この市民一人一人ということの意味で私たちはっていうことで、主語が2つにっていう捉え方もあると思いますが、こういった決意でないとはですね、せっかく宣言していく中で、決意の中で、やっぱり自治体としてと、個人としてという意味が含まれてないという意味がありましたので、そういう意味で分けてありますので、よろしく願いいたします。

○下江洋行委員長 長田委員。

○長田共永委員 当然、自治体も要はかたいことって言うか、人っていうイメージで捉えております。

あとですね、これ1点、この平和都市宣言の見直してっていうのは、そういった規定って言うか、例えば20周年に見直すとか戦後100周年に見直すか、そういったお考えっていうのはもうこれは恒久にこの宣言をとりあえず新都市が宣言としてするというので理解してもよろしいでしょうか。

○下江洋行委員長 熊谷防災安全課長。

○熊谷和志防災安全課長 新都市が存続する限り、この宣言、決意はこのまま続けていくということで、特に見直しの時期というのは今、申し上げることはなく、このまま行きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○下江洋行委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第179号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査はすべて終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、総務消防委員会を閉会します。ありがとうございました。

閉 会 午前9時21分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

総務消防委員会委員長 下江洋行